

長崎県訪問介護人材確保事業実施要領

(趣旨)

第1条 県は、訪問介護人材の確保を推進するため、訪問介護員を採用し、育成を行う県内の訪問介護事業所に対し、予算の定めるところにより、長崎県訪問介護人材確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示460号の9）及び長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、対象者及び経費並びにその補助率は別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、補助単価に同行訪問によるOJT研修回数と補助率を乗じて得た額又は補助基準額に補助率を乗じて得た額のいずれか低い額の範囲内とする。当該算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金等の交付の申請と添付すべき書類)

第4条 実施要綱第3条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調（別紙1-1）
- (2) 事業計画書（別紙2-1）
- (3) 収支予算書（別紙3-1）
- (4) 暴力団排除に係る誓約書（別紙4）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(事業計画の変更)

第5条 実施要綱第4条の規定による追加交付申請等を行う場合の変更交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調書（別紙1-1-2）
- (2) 変更事業計画書（別紙2-2）
- (3) 変更収支予算書（別紙3-2）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 実施要綱第8条の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書（別紙1-2）
- (2) 事業実績報告書（別紙5）
- (3) 収支決算書（別紙6）

(施行期日)

この要領は、令和6年10月21日から施行する。

この要領は、令和7年5月30日から施行する。